

第1章 参加と連携による環境保全

第1節 環境保全活動の推進

現状と課題

今日の環境問題は、身近な生活環境から地球規模の問題まで多岐にわたるため、県・市町村、県民、事業者、関係団体など、あらゆる主体の参加と連携により、環境保全活動を幅広く推進する必要があります。

施策の展開

1 県民総参加による環境保全活動の推進

(1) 信州豊かな環境づくり県民会議による環境保全活動

県では、県民、事業者、行政の各主体が参加と連携の下、地域の今日的な課題に取り組むための推進母体として「信州豊かな環境づくり県民会議」（構成団体：県の団体及び県）及び「同地域会議」を組織し、その活動を支援しています。

表2-1-1 平成25年度「信州豊かな環境づくり県民会議」事業概要

- ・地球温暖化防止運動
- ・循環型社会形成に向けた取組
- ・人材育成を図る研修会の開催
- ・「環境にやさしい買い物キャンペーン」の実施
- ・環境美化運動等
- ・情報の収集、提供、啓発及び印刷物の刊行配布
- ・環境保全に関するポスター、標語の募集
- ・信州環境フェア2013への参加
- ・県民会議表彰

(2) 自主的な取組の支援

企業や団体、NPOなどによる自然保護、森林整備、環境美化、温暖化対策などの活動を推進するとともに、「地域発元気づくり支援金」「森林（もり）の里親促進事業」などにより各活動を支援しています。

(3) 環境保全意識の普及啓発

ア 環境月間

環境基本法において6月5日を「環境の日」として定め、6月の1か月間を環境月間として設定し、環境問題についての関心と理解を深めるための各種行事を実施しています。

本県においても、環境に対する理解を深めるとともに、環境保全活動の一層の推進を図るため、国の環境月間に合わせて全県的な運動を展開しています。

→「資料編：表2-1-2 環境月間の主な行事」p.141

イ 信州環境フェア2013

平成25年8月24日（土）・25日（日）の2日間、長野市ビッグハットにおいて、『信州環境フェア2013』を開催しました。

第13回目の開催となったフェアには、多くの企業・団体などの皆さんに出展いただき、ブース展示や様々なイベントが催され、2日間で7,486人の方に来場いただきました。

開会式では、「エコ川柳」コンテストの知事表彰が行われ、また、ミッキーズ&レオパーズのキッズチアリーディングショーでオープニングを飾っていただきました。



ステージでは、野沢南高等学校の書道班による書道パフォーマンス、こどもエコクラブ県内交流会、親子エコキッズセミナー、abn「地球を守ろう！プロジェクト」講演会などが行われました。

このほか会場内では、うちエコ診断、ソーラークラフト工作教室、動物ふれあい教室、信州の木に触れる体験コーナー、電気自動車の試乗体験などが開催され、

多くの方に参加いただき、こどもから大人まで楽しみながら環境について学び、考えることのできた2日間となりました。

また、地域の環境イベントなどと連携する「信州環境フェア地域連携事業」を実施し、「2013環境フェアin佐久」、「諏訪圏工業メッセ」及び「安曇野環境フェア」へブース出展しました。



ウ 環境衛生週間

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が昭和46年9月24日から、「浄化槽法」が昭和60年10月1日からそれぞれ施行されたことを記念して、国では、9月24日から10月1日までを「環境衛生週間」と定めています。本県においても、この期間中に、市町村を中心として生活環境の保全と公衆衛生の向上に向けて各種事業を実施しています。

エ 環境にやさしい買い物キャンペーン

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するためには、県民一人ひとりが日常生活における消費行動において、資源の有効利用に配慮した商品の選択や、過剰包装を避けるなどの環境に配慮した行動を実践することが重要です。

このような消費者の環境配慮型行動の普及促進を図るために、県では、広く県民や事業者の参加を得ながら、「環境にやさしい買い物キャンペーン」を平成12年度から実施しています。

14回目となる平成25年度は、10月をキャンペーン実施期間として、1,006店舗と19の消費者団体などに参加していただき、「環境負荷の低減に資する商品を購入しよう」という消費行動を推進するために、環境ラベルを集めて応募すると抽選で賞品が当たる懸賞を実施し、449人の方に参加いただきました。

期間中、次代を担う子どもたちが環境のことを考えて自ら行動する力を育むため、参加店舗内において環境配慮型商品や店舗の環境配慮の取組等について学習する「スーパーエコ探検」を実施しました。また、消費者団体の皆さんには、本キャンペーン参加店舗において、消費者の環境配慮に関するアンケート調査などを実施していただきました。

オ グリーン購入法*

「長野県グリーン購入推進方針」を策定し、環境に配慮した物品等を調達するよう努めています。

* グリーン購入→p.188

第2節 環境教育の推進

現状と課題

地域の環境は、行政だけではなく、地域住民が自分たちの手で保全していくことが重要であることから、県では、すべての県民が環境に関心を持ち、環境保全活動に参加する意欲や環境問題を解決する能力を高められるよう、それぞれの年齢層に応じ、環境教育・環境学習に取り組む仕組みづくりを進めています。

施策の展開

1 人材の育成

(1) 子どもの環境活動・学習の場の提供

ア こどもエコクラブ*

「こどもエコクラブ」は、環境活動に取り組む子ども達を環境省、県及び市町村が支援するための登録制度で、幼児から高校生までの子どもが参加できます。(表2-1-3)

イ みどりの少年団

次代を担う少年少女が緑を通じて広く自然を学び、体験学習を実践することにより、健全な心身の養成に努めるために結成された「みどりの少年団」の活動を支援しています。(表2-1-4)

表2-1-3 こどもエコクラブ登録状況

(平成26年4月1日現在)

	クラブ数	人数
長野県	43	1,832
全国	2,020	101,572

(環境政策課調べ)

表2-1-4 みどりの少年団登録状況

(平成26年1月1日現在)

	団数	団人数
長野県	174	23,724
全国	3,536	328,356

(森林づくり推進課調べ)

(2) 学校での環境教育・環境学習

小・中学校においては、学習指導要領に基づき、理科や総合的な学習の時間などを通して、野外に出掛け地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れるとともに、自然環境を大切に、保全しようとする態度の育成を図っています。高等学校では、現代社会や理科などを通して、持続可能な社会の形成に参画するという観点から、現代に生きる人間としての在り方・生き方について考察を深め、環境問題等について持続可能な社会をつくることの重要性も踏まえながら科学的な見地から取り扱い、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成を図るなど、環境教育を推進しています。

ア 環境教育副読本等指導資料の作成

これまでに、小中高別に「環境教育指導資料」を刊行し、全県の小・中学校、高等学校に配布したほか、環境教育資料ビデオや森林・林業教育教材として副読本などを作成しています。

イ 環境教育の研修プログラム

環境教育に関わる指導者の育成を図るため、県総合教育センターにおいて、小・中学校、高等学校、特別支援学校の教員を対象に、表2-1-5のような講座を開設し、研修を行っています。

ウ 環境関連学科の設置

県立高等学校に環境クリエイト科、環境システム科、環境化学科等の環境関連の学科を設け、環境保全や環境技術の実践的な学習に取り組んでいます。

* こどもエコクラブ→p.188

表2-1-5 環境教育研修講座の概要

研修講座名	対象校種	研修講座の概要
かしこい消費者・エコ生活 ～持続可能な社会をつくる 家庭生活～	小・中・ 高・特支	消費者教育や環境学習の実践的ヒントを体験的に学びます。 講義・演習 「家庭科における消費・環境にかかわる指導と評価」 実習 「チャレンジ！エコで楽しい食生活」 実践発表 「消費者教育の実際～よりよい商品選択を考える～」 講義 「環境に配慮した消費生活の工夫と消費者教育の基礎」 講師 長野県金融広報委員会 消費生活アドバイザー
農業科目に活かす環境実験	高	学習指導要領の趣旨を理解し、環境教育に関する調査・実験を通じて、効果的な指導方法を考えます。 講義 「学習指導要領における環境調査・実験の取組について」 講義・実習 「環境に関する調査・実験」 講師 長野県環境保全研究所 研究協議 「各学校における環境調査・実験の取組について」

2 施設の活用

(1) 烏川溪谷緑地

公園に対するニーズが多様化する中で、県営都市公園である烏川溪谷緑地では、現在ある自然を守り、多様で豊かな自然を活かしながら利用できる公園づくりを行っています。

公園内ではビオトープや林間、水辺の園路などが整備され、安曇野の自然を五感で感じることができます。定期的に自然学習会、観察会なども開催され、環境教育、環境学習の場として活用されています。

また、当公園は水遊び、散策、写生、写真撮影などレクリエーション、文化活動の拠点として県内外の幅広い年齢層に利用されています。(表2-1-6)

表2-1-6 施設の概要（烏川溪谷緑地）

所在地	安曇野市穂高・堀金烏川地区
区域面積	約49.7ha（供用面積）
内容	・水辺エリア 環境管理事務所を拠点とした環境学習、交流の場（自然観察園路、溪流広場、ビオトープ） ・森林エリア 市民参加による里山の再生・活用（自然観察園路）

（資料：都市・まちづくり課）

(2) 体験学習の森

県民の環境問題や森林づくりへの関心が高まる中、体験学習をして森林・林業についての理解と実践的な知識の普及を図るため、県林業総合センターに隣接する森林の整備を行い、森林・林業について、研修などを行っています。(表2-1-7)

表2-1-7 施設の概要（体験学習の森）

所在地	塩尻市大字広丘5792番地ほか
区域面積	191,306㎡
内容	・学習林及び実習林 県林業総合センター及び県総合教育センター受講者の学習の場（管理車道） ・林体験 児童・生徒や教師をはじめ、多くの県民が林業体験などを通じ、森林の重要性を学習する場（炭窯・遊歩道・トイレ） ・ふれあいの森 一般県民が森林に親しめる多様な樹木などが植栽された快適な憩いの場（あずまや・遊歩道）

（資料：信州の木活用課）

(3) 八十二森のまなびや、県民の森

森林の持つ公益的機能*の保全の意識が高まる中、その学習拠点として、県鳥獣保護センターの機能も併せて整備し、森林・林業などに対する理解と普及啓発の促進を図っています。

県民の森は、県民のレクリエーションや自然探索、自然や森林に関する知識の普及と健康増進を図るために活用されています。(表2-1-8)

表2-1-8 施設の概要 (八十二森のまなびや、県民の森)

	八十二森のまなびや ～ecology Bank82戸隠森林館～	美ヶ原県民の森	大平峠県民の森
所在地	戸隠森林植物園内	松本市入山辺	飯田市・木曾町
区域面積	木造平屋造 (大断面集成材構造) 1棟652㎡	120.85ha	248.19ha
内容	・体験ジオラマ ・戸隠の森林探検 ・マルチビジョンシアター ・情報サロン戸隠の自然 ・森の図書室 他	遊歩道、あずまや 他	キャンプ場、遊歩道、便所 他

(資料：森林づくり推進課)

(4) 青年の家・少年自然の家

キャンプや自然観察会、生物観察会などの自然体験活動を行いながら、身近な自然環境について学ぶことができます。また、望月少年自然の家では、立地の特性を生かした小型水力発電装置やソーラーシニアカー、カラマツストーブなどを設置し、自然エネルギーの知識普及など環境学習の推進に力を入れています。

表2-1-9 平成25年度青年の家・少年自然の家の自主事業 (自然体験・環境学習関係)

施設名	期日	施設名	施設名	期日	施設名	
松川青年の家	4月14日他	木工教室①～⑥	須坂青年の家	4月27日	原木茸栽培に挑戦	
	4月17日他	森の子ども園①～⑮		5月18日	春の高原トレッキング	
	4月28日他	春の野鳥観察①～②		6月8日	烏帽子岳・湯ノ丸山登山	
	4月29日他	入門登山①～⑥		6月20-21日	菅平高原の野草とハーブを楽しむ	
	4月29日他	セーフティアウトドア講座①～④		8月13-15日	親子キャンプ	
	5月3日	春の自然観察		9月14日	根子岳登山	
	5月5-6日他	森キャンプ①～④		10月5日	二名山縦走登山	
	5月19日他	アウトドアクッキング①～④		10月19日	紅葉狩りと秋の茸賞味会	
	5月25日他	栽培体験①～⑩		望月少年自然の家	6月8-9日	自然体験サポーター養成講習会
	5月29日他	伊那谷山めぐり①～⑧			6月22-23日他	もちづきタイニーキャンプ①～⑥
	6月2日他	草木染①～⑦	8月30日		蓼科山へ登ろう	
	6月15日	春の天竜川	8月25-26日		キャンプ&星空観察	
	7月6日	下伊那の岩石調べ	9月7日		北八ヶ岳池巡り	
	7月28日	セミ・カブトムシの観察	阿南少年自然の家		4月20-21日	山菜採りといちご狩り
	8月7日	小渋ダムと中央構造線			5月25-26日	化石採集と陶芸体験
	8月11日	松川上流探検			6月15-16日	自然体験サポーター養成講習会
	8月24日	貝とカタツムリ			7月6-7日	ふれあい自然体験キャンプ(プレキャンプ)
	9月7日	川の魚と虫取り			8月6-10日	ふれあい自然体験キャンプ(本キャンプ)
	9月8日	秋の虫観察		10月26-27日	あなんタイニーキャンプ	
	9月29日	化石観察と採取		2月8-9日	あなんフレンドリーキャンプ	
10月6日	野生きのこ教室	2月22-23日		野鳥を知ろう		
10月12日	サワガニ捕り					
10月26日	秋の自然観察					
11月2日	秋の天竜川					
12月8日	森のリースづくり					
12月11日他	森林整備研修①～⑤					
1月5日	冬の野鳥観察					
2月11日	冬の自然観察					

* 森林の公益的機能→p.189

3 機会の充実

県内各地における各種講座、学習会、自然観察会等の開催や講師派遣など環境学習に取り組む機会を充実させたり、県環境保全研究所、県自然保護センターなどを活用する等、県内各地域における自然観察の拠点づくりを図っています。

(p.18 第1章第4節3「県環境保全研究所の環境教育」、p.115～116 第5章第2節1(1)「自然観察インストラクター・自然解説団体による自然観察会の実施」参照)

第3節 環境影響評価による環境保全の推進

現状と課題

環境影響評価*（環境アセスメント）とは、大規模な開発事業など環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施する際に、あらかじめ、事業者自らが環境に与える影響を調査・予測・評価するとともに、事業の及ぼす環境影響や環境の保全のための措置などを公表し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴きながら、より環境に配慮した事業としていくための手続です。

施策の展開

1 環境影響評価制度の主な経緯

本県では、昭和59年1月に長野県環境影響評価指導要綱を定めました。その後、長野県環境影響評価条例を平成10年3月に制定し、平成11年6月に施行しました。その後、本県の自然環境などへの影響を考慮し、風力発電所の建設事業を条例の対象とする改正を行い、平成19年10月に施行しました。

国では、昭和59年8月に「環境影響評価の実施について」が閣議決定され、環境影響評価実施要綱により環境影響評価が実施されてきました。その後、平成9年6月には環境影響評価法が制定され、平成11年6月に施行されました。平成23年4月には計画段階環境配慮書手続（配慮書手続）及び環境保全措置等の結果の報告・公表手続（報告書手続）などを盛り込んだ改正法が制定され、平成25年4月に施行されました。また、平成25年6月には法改正により、放射性物質の除外規定が削除され、平成27年6月から施行されます。

2 環境影響評価手続の実施状況

長野県環境影響評価指導要綱、長野県環境影響評価条例及び環境影響評価法に基づく平成25年度までの手続実施状況は、資料編 表2-1-10に示すとおりです。

→「資料編：表2-1-10 環境影響評価手続の実施状況」p.141

平成25年度は、長野県環境影響評価条例に基づき湖周行政事務組合ごみ処理施設建設に係る環境影響評価準備書について、環境影響評価法に基づき中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書【長野県】について、環境影響評価技術委員会の審議を行い、それぞれ県知事意見を事業者あてに通知しました。

3 長野県公共事業環境配慮制度

現行の環境アセスメント制度が対象としない事業の実施に当たっても、事業が環境に与える影響をできるだけ小さくすることが必要です。県では、「長野県公共事業等環境配慮推進要綱」を定め、県が実施する公共事業を対象に環境配慮制度を実施しています。

平成25年度までの手続実施状況は、資料編 表2-1-11に示すとおりです。

→「資料編：表2-1-11 環境配慮制度の手続実施状況」p.141

* 環境影響評価→p.187

図2-1-1 環境配慮制度の対象となる事業一覧

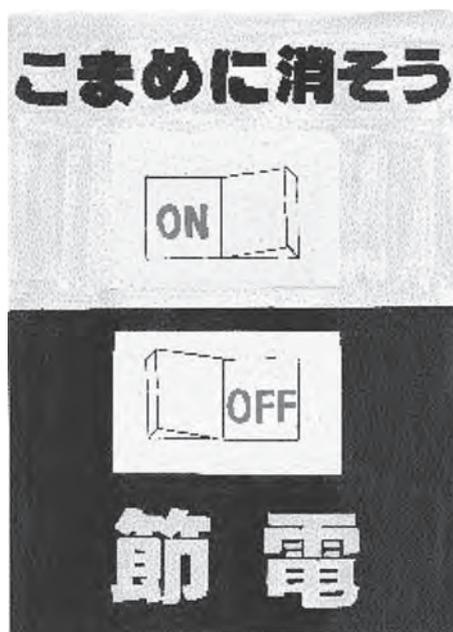
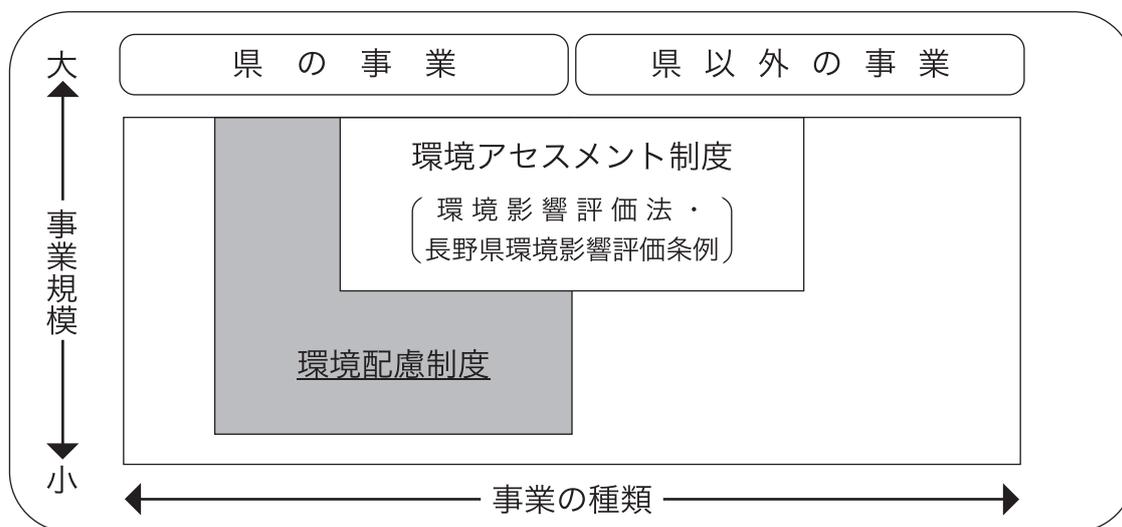
「道路の建設」「ダム建設」など、環境アセスメント制度対象事業のうち、規模が法や条例の対象未満の事業（一定規模以上）

例 「道路の建設（県道等）」 対象規模…長さ1 km以上
 （県条例では、4車線以上かつ長さ10km以上 ※第1種事業）

「建築物の建築」など、事業の種類そのものが法や条例になっていない事業
 （制度によって定められた一定規模以上の事業）

例 「公園の整備」 対象規模…土地の形質変更面積 1 ha以上
 「建築物の建築」 対象規模…延べ面積 5,000㎡以上

図2-1-2 環境配慮制度と環境アセスメント制度との関係



小学生高学年の部

平成26年度 信州豊かな環境づくり県民会議



小学生高学年の部

環境保全に関するポスターコンクール優秀作品

第4節 県環境保全研究所による調査研究等

現状と課題

環境の保全及び保健衛生の向上のため分析・検査を行うとともに、環境保全に関する施策を科学的知見に基づいて適切に実施するため、県環境保全研究所は様々な調査研究に取り組んでいます。その成果を広範な県の施策に反映させるために、県民・地域・社会との接点を持ち、市民団体などと連携することにより、より効果的に調査研究で得られた情報の提供や、普及・啓発を行い、県民に開かれた信頼される研究所を目指しています。

施策の展開

1 県環境保全研究所の試験検査

行政施策を技術的に支援できる体制の整備と技術・知識の向上に努め、試験検査業務を行っています。

- 「資料編：表2-1-12 県環境保全研究所の試験検査（平成25年度）」 p.142
- 「資料編：表2-1-13 検査検体数（環境部分抜粋）（平成25年度）」 p.142

2 県環境保全研究所の調査研究

平成25年度の主な調査研究は次のとおりです。（以下4課題以外は資料編 表2-1-14に掲載）

- 「資料編：表2-1-14 平成25年度長野県環境保全研究所調査研究テーマ一覧」 p.143

(1) 非特定汚染源からの流出負荷削減技術に関する研究

次期諏訪湖水質保全計画に向けた各種対策等を検討するための基礎資料として、山林からの流出汚濁負荷と大気中から湖面への降下物等による汚濁負荷の調査を行いました。また、各種対策による効果を検証するため、上川、宮川の水質モニタリング調査を継続して実施しました。

(2) 大気中微小粒子状物質(PM2.5)の効果的な削減方法に関する研究

PM2.5は国内起源の汚染に加えて国外からの影響が大きいとされており、効果的な削減対策を検討するためには国内外の各種発生源寄与割合を解明することが重要です。このため、山岳地域の八方尾根での調査や高濃度時の解析、成分分析などを行い、地域及び遠方由来の特性について解析を行うとともに、近隣各県との広域調査に参加しました。

(3) 長野県の生物多様性の総合評価と保全に関する調査研究

県内の生物多様性を保全するため、「生物多様性ながの県戦略」の目標・行動計画に沿って調査研究を進め、目標達成に向けた評価や見直しに必要な情報を提供しました。

- ・レッドリストの改訂
- ・生物多様性ホットスポットの選定
- ・草原生態系の保全と再生

(4) 信州クールアース推進調査研究事業

（長野県における温暖化影響評価及び適応策立案手法の開発に関する研究）

地球温暖化の影響を受けやすい山岳生態系を中心に温暖化とその影響の実態把握及び将来予測を行うとともに、市民参加型温暖化影響モニタリング手法を開発し、併せて、温暖化適応策の立案手法の開発に資する情報を提供します。

- ・温暖化の実態及び予測（山岳気象観測・積雪観測・気候復元・予測マップ作成）
- ・山岳生態系の温暖化影響予測・脆弱性評価
- ・市民参加型の温暖化影響モニタリング手法の開発
- ・県内における適応策立案手法の開発

3 県環境保全研究所の環境教育

県環境保全研究所では、身近な環境体験や情報提供による講座やセミナー、施設公開などを開催し、県民の環境・保健衛生に関する学習の機会がさらに広がるよう努めています。

平成25年7月27日（土）、28日（日）に施設公開を開催しました。安茂里庁舎は27日のみ実施し、「川の水生生物を観察しよう」「放射線を測ってみよう」「雨のpHを測ってみよう」などのテーマで、飯綱庁舎では両日にわたり「森のえこくいずツアー」「飯綱高原の自然あんない」などのテーマで体験学習を行いました。この施設公開にあわせて、親子で楽しみながら環境保全や安心・安全な生活について学ぶ「親子環境講座」を実施しました。（表2-1-15）

また、年間を通じて県民一人ひとりが自然環境などについて身近な場で学習できるよう、「自然ふれあい講座」や「公開セミナー」などを県内各地で開催しました。（表2-1-16）

このほか、県、市町村、市民団体や教育機関などの主催する研修会や観察会などへの職員の派遣や職場体験学習、インターンシップの受入れなどを行い、これから環境保全に取り組んでいく若い人材の学習・育成にも尽力しています。

平成25年度の講師派遣やインターンシップなど環境教育に関する取組は178件でした。

表2-1-15 施設公開と親子環境講座（平成25年度実績）

事業名	実施場所	参加者
施設公開	安茂里庁舎 87名 飯綱庁舎 156名	243名
親子環境講座	安茂里庁舎（水をきれいにする土のはたらき、放射線を見てみよう 他） 飯綱庁舎（飯綱高原の植物とチョウ）	100名

（県環境保全研究所調べ）

表2-1-16 自然ふれあい講座と公開セミナー他（平成25年度実績）

	開催回数	内容と実施場所	参加者
自然ふれあい講座	14回	多くの県民が身近な自然に触れ、感じ、好きになり、そうしたことを契機に、地域での自主的な実践活動が、信州の各地で営まれることを願い自然ふれあい講座を実施しています。こうした活動を通じて、各地で行われている環境保全活動と交流し、自然や環境の学習をさらに深めていくことを目的に開催しています。 「植物標本作製講座～草花編～」(長野市) 10名 「雪深い里地に住む猛禽類、サシバ」(木島平村) 21名 「くさばなの暮らしを見つめる～ニッコウキスゲ編～」(茅野市) 11名 「飯綱高原の植物とチョウ」(長野市) 13名 「みんなで温暖化ウオッチ～セミのぬけがらを探せ!～」(飯田市) 5名 「みんなで温暖化ウオッチ～セミのぬけがらを探せ!～」(松本市) 17名 「みんなで温暖化ウオッチ～セミのぬけがらを探せ!～」(長野市) 25名 「みんなで温暖化ウオッチ～セミのぬけがらを探せ!～」(大町市) 11名 「みんなで温暖化ウオッチ～セミのぬけがらを探せ!～」(上田市) 38名 「みんなで温暖化ウオッチ～セミのぬけがらを探せ!～」(伊那市) 20名 「花が咲かない植物、シダの不思議観察」(飯田市) 12名 「植物標本作製講座～木本編～」(長野市) 5名 「自然史王国信州を歩く～どこでもHAIKU編～」(安曇野市) 11名 「野生動物の年齢査定の意味と方法」(長野市) 10名	209名
公開セミナー	2回	これがまあ 魅力いっぱい北信濃～おらが遺産を未来につなぐ～(信濃町) 70名 八ヶ岳に抱かれた大自然～その魅力を見つめなおす～(茅野市) 178名	248名
環境保全に取り組む市民大集合	1回	調べた結果をどう活かす? (県環境保全研究所飯綱庁舎)	43名

● 第5節 景観形成、緑化の推進 ●

現状と課題

1 我が国第一級の自然環境に恵まれている県土は、山や谷によって地域が分かれ、それぞれの地域の盆地には農地が広がり、その中には市街地が形成され、多くの人々が生活しています。盆地の周囲の山々には豊かな森林がみられ、森林から流れ出る河川によって刻まれた斜面には樹木が繁り、森林から田園そして都市へと連なるみどりとなっています。

城下町や門前町として発展してきた市街地は建築物が密集していますが、城跡や寺社などには、樹木地や鎮守の森などがみられ、貴重な緑地になっています。また、主要都市の周辺では、生産的な緑地である農地や集落を囲む屋敷林そして斜面などが田園風景を醸し出しています。

これらの身近なみどりは、地域の個性を創りだし、人々にうるおいやすらぎを与えるとともに、動植物の生態系維持や防災などといった自然環境や生活環境の面においても重要な役割を果たすかけがえのない財産です。

こうしたみどりは、祖先から受け継いできた大切な財産であり、これらを守り、育て、ふやし、そして次代に譲り渡す責任があります。しかしながら、近代の人口の急激な増加や産業の発展に伴う土地利用の変化により、身近なみどりが少なくなっています。

2 本県は、雄大な山々や清らかな河川・湖沼などの多様な自然と数多くの歴史的・文化的景観資産に恵まれ、それらは田園やまち並みと融和して地域の特徴ある景観を形成しています。

しかし、近年の都市化の進行などによりそれらの貴重な景観資産が失われる懸念があることから、本県の美しい景観の保全や良好な景観の創出のため、様々な施策を実施しています。

施策の展開

1 快適な生活環境を確保するための基盤整備

(1) 緑豊かな都市公園の整備

都市公園は、都市に緑や憩いの場を提供するとともに、大気の浄化、騒音の遮断などの公害防止、災害時の避難・救援活動の提供等、うるおいのある良好な生活環境を保持するための大きな役割をもつ都市施設の一つです。

本県における都市公園は、平成26年3月末現在948箇所、面積約2,483haが開設されています。

都市計画区域内1人当たりの都市公園面積は、13.3㎡/人（平成25年度末）となっており全国平均の10.0㎡/人（平成24年度末）を上回っていますが、市街地内の身近な公園をはじめとする緑豊かな都市公園の整備を更に進める必要があります。（表2-1-17）

都市に緑豊かな憩いの場を提供するため、県都市公園（表2-1-18）を維持、管理するとともに、市町村が行う都市公園整備について技術的支援をしています。

(2) 道路環境の整備

ア 道路の緑化

防災機能など良好な生活環境を保持するとともに、「うるおい」や「やすらぎ」のある良好な沿道環境を提供する道路緑化に配慮します。

イ 安全・安心な生活環境の提供

交通事故削減のための環境整備や県内の主要な医療施設、福祉施設などへのアクセスを向上させることにより、安全・安心な生活環境を提供するための道路整備を推進します。

表2-1-17 都市公園整備量

(平成26年3月31日現在) (面積単位: ha)

都市施設	公園							緑地	墓園	広場	合計	うち開設済	都市計画決定していない開設済都市公園	開設済都市公園合計
	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	特殊公園	広域公園							
箇所数	353	72	38	35	10	5	3	28	1	3	548	508	440	948
面積	83.5	140.42	230.70	882.92	240.39	241.70	453.10	451.10	47.00	0.25	2,771.08	1,956.80	525.94	2,482.74

※1 本表は、公園のほか緑地、墓園、広場の公共空地で開設済み状況を集計している。

※2 本表は、都市計画決定していないが地方公共団体が設置した都市計画区域内の公園、緑地を含めている。

表2-1-18 県都市公園一覧

(平成26年3月31日現在) (面積単位: ha)

公園名称	種別	所在地	都市計画決定面積	供用開始面積		主要施設 (市の管理施設を含む)
				全体	うち県管理分	
風越公園	近隣	飯田市	1.8	1.8	1.8	創造館、広場、野外劇場ほか
若里公園	地区	長野市	5.8	5.8	5.8	広場、図書館ほか
駒場公園	総合	佐久市	11.3	10.0	1.0	プール、庭球場、弓道場、図書館、美術館ほか
飯田運動公園	運動	飯田市	27.7	14.5	12.1	野球場、弓道場、多目的運動場ほか
長野運動公園	運動	長野市	22.2	22.2	4.1	野球場、テニスコート、プール、陸上競技場、体育館ほか
伊那運動公園	総合	伊那市	14.7	10.6	2.0	野球場、テニスコート、プールほか
松本平広域公園	広域	松本市、塩尻市	149.9	152.3	141.6	総合球技場(アルウィン)、やまびこドーム、広場、庭球場、陸上競技場、体育館、マレットゴルフ場ほか
南信州広域公園	広域	売木村	53.8	53.8	53.8	オートキャンプ場、広場、散策園路ほか
烏川溪谷緑地	広域	安曇野市	153.0	49.7	49.7	散策園路、広場ほか

※駒場公園はH25.4.1付けで創造館(多目的体育館)、中央広場を除き佐久市へ移管

(都市・まちづくり課調べ)

2 みどり豊かな空間の保全と創造

県では、「美しい信州のみどりづくり」をめざす緑化行政を推進しています。

特に、ゆとりとうるおいのある快適な郷土づくりに貢献する都市部の緑化については、現存するみどりの保全に努めるとともに、新たなみどりづくりを推進します。

(1) 法律に基づく緑地の保全・創出

ア 都市計画法

都市の良好な風致を維持するため、風致地区の指定を推進するとともに、緑豊かで良好な住宅市街地の形成を誘導するため、風致地区制度の一層の活用を図っています。本県においては、24箇所を風致地区として指定しています。

イ 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律

都市における美観風致の維持を図るため、都市計画区域内に存在する樹木又は樹木の集団のうち一定の基準に該当するものについては保存樹又は保存樹林として促進を図っています。

ウ 工場立地法

良好な労働環境の形成とともに、産業活動と周辺環境の調和を図るために、工場の緑化を推進しています。

(2) 緑づくりの取組の強化

緑豊かな郷土づくりを県民総参加で推進するため、毎年4月から5月までの間を緑化推進特別強調月間とし、植樹や緑に親しむための各種行事などを実施しています。また、県民総参加による緑化活動を推進するため、公益財団法人長野県緑の基金と協力しながら活動の一層の充実を図っています。

3 美しい景観の保全と創出

(1) 景観施策の概要

地域の特性を活かした景観育成を図るため、平成4年3月に長野県景観条例を制定し、景観行政を進めてきました。また、平成16年6月に景観法が制定され、これに併せて屋外広告物法が改正されたことに伴い、平成17年度に長野県景観条例及び屋外広告物条例の改正並びに景観計画の策定を行いました。

県ではこれまでの景観育成のための規制・誘導等の施策に加え、平成18年度からは地域の自律的な取組による景観育成の推進、平成24年度からは農村景観の保全・育成などの施策を実施しています。

(2) 景観育成施策の状況

ア 大規模行為の届出等

長野県景観条例では、建築物などの新築、増改築等一定規模以上の行為について届出が必要となっており、平成25年度は162件の届出がありました。

イ 景観育成重点地域内等行為の届出など

県内4地域の景観育成重点地域*及び1地区の景観育成特定地区*（平成26年3月31日現在）では、比較的小規模な建築行為等についても届出が必要となっており、平成25年度は1,897件の届出がありました。

ウ 景観育成住民協定の認定

地域住民の自主的な景観づくりによる良好な景観の育成を図るため、県では景観育成住民協定*の認定を行っており、平成25年度末現在で168の協定を認定しています。

エ 屋外広告物の規制

屋外広告物法及び条例により、屋外広告物を表示・設置できない物件や表示・設置してはならない広告物の他、屋外広告物の表示の方法などを規制する地域を指定し、良好な景観の保全・育成などを行っています。

4 歴史的・文化的環境の保全

国や県では、文化遺産のうち歴史上、芸術上並びに学術上価値の高いものを文化財に指定するなどして保護を行っています。歴史的・文化的環境に関わりのある建造物などの文化財の指定等については、表2-1-19のとおりです。

- (1) 国、県指定文化財の保存、管理については、所有者や管理者に対し指導、助言を行うとともに、保存修理、防災施設整備などの事業にかかる経費の一部を助成しています。
- (2) 国、県指定文化財を対象に、長野県文化財保護指導委員による文化財パトロールを実施し、その現状を把握するとともに、所有者及び管理者などに対し指導、助言を行っています。

表2-1-19 文化財の指定等の状況

(平成26年3月31日現在)

区 分		件数	区 分 の 説 明
国	指定		
		5	重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるもの
		81	有形文化財のうち重要なもの
		6	古墳、城跡等の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）のうち特に重要なもの
		61	記念物のうち重要なもの
	選定		
	5	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境で我が国にとってその価値が特に高いもの	
	1	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観のうち、我が国民の生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもの	
登録		428	重要文化財以外の有形文化財で建造物であるもののうち、一定の評価を得たもので、保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの
		4	既指定の記念物以外のもののうち、一定の評価を得たもので、保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの
県	指定		
		71	県の区域内に存する有形文化財のうち重要なもの
	179	県の区域内に存する記念物のうち重要なもの	

(文化財・生涯学習課調べ)

* 景観育成重点地域→p.188、景観育成特定地区→p.188、景観育成住民協定→p.188、

第6節 各産業分野における環境負荷の低減の推進

1 環境に配慮した事業活動等の推進

(1) 環境に配慮した事業活動への支援

ア 県工業技術総合センターによる技術支援

県工業技術総合センターでは、環境分野の製品や技術開発に関する課題について、技術相談、依頼試験、機器貸付、受託研究及び共同研究等により解決を図っています。

特に、製造工程でのロスを製造コストとして「見える化」するためのMFCA*手法について、導入支援や導入後の成果発表会を開催し、環境配慮と環境対応による収益向上の両立を支援しています。

表2-1-20 MFCA手法導入の支援事例

年度	支援企業業種	成果
23	株みやま(茅野市) プラスチック製品製造業	給湯器部品製造工程にMFCA手法を導入したところ、次工程への移動時間や金型昇温時間における課題が明らかとなった。 各時間短縮により年間 85万円程度 の経費削減が期待される。
24	長野鍛工(株)(長野市) 鉄鋼業	熱間鍛造工程にMFCA手法を適用した結果、焼入れ機のエネルギーロスとトリミング工程のバリなどの課題が明らかとなった。 焼入れ槽を保温材で囲い、断熱効果を高めることで、立ち上げ時間の短縮及び、 電力の40%削減 が達成できた。
25	有金森軽合金(高森町) 非鉄金属製造業	アルミ casting 工程にMFCA手法を導入し、溶解炉の熱効率やコンプレッサの運用における課題が明らかとなった。 省エネを中心とした改善を行い、溶解炉のバーナを新方式に変更することにより、 LPガスの使用量を約30%削減 できた。

また、「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」に基づき、平成24年4月に「次世代産業技術開発推進本部」が同センターに設置され、その中の「グリーンファクトリー技術開発推進グループ」が、2つの研究会により、環境・エネルギー分野における技術シーズの提案から各企業が取り組む応用研究までの一貫した支援を行っています。

イ 環境技術者を育成する研修コースを設置

RoHS指令*やREACH規制*といった海外環境規制への対応をはじめ、製造業には様々な環境分野の取組が求められているため、県は専門的な知識を持つ団体に研修会の運営を委託し、企業の環境技術者育成を支援しています。

ウ 県ホームページによる啓発

県ホームページに「環境情報ひろば」を開設し、製造業を中心とする中小企業向けに海外の環境規制情報など環境対応のための情報を発信しています。

(2) 環境マネジメントシステム導入に向けた取組の促進

ア 環境マネジメントシステム導入に向けた動き

今日の環境問題に対応するため、事業者において自らが活動全般にわたって環境保全への取組を効果的に進めるための組織内の体制・手続・監査などを定めた「環境マネジメントシステム」の導入が進められています。導入方法の一つとして、国際標準化機構(ISO)から平成8年9月に、この手続きなどに関する国際規格であるISO14001*が発行されており、全国の事業者においてその取得が進められています。また、人的・資金的にISO14001の取得が困難な中小事業者向けに環境省が策定した環境マネジメントシステム「エコアクション21*」の認証取得を進めています。

イ 環境マネジメントシステム導入の促進について

中小製造業における環境マネジメントシステムの導入を促進するため、次の支援をしています。

(ア) ISO14001に関して

公益財団法人長野県中小企業振興センターにおいて、環境マネジメントシステム導入を目指す企業に対し、専門家による助言などを行う専門家派遣事業を実施しています。

* MFCA→p.187、RoHS指令→p.191、REACH規制→p.191、ISO14001→p.187、エコアクション21→p.187

(イ) エコアクション21に関して

一般社団法人長野県産業環境保全協会がエコアクション21地域事務局として、導入、構築、認証登録に向けた各種研修会やセミナーを実施しています。

(3) 環境に配慮する中小企業者に対する助成

ア 中小企業融資制度資金について

環境規制及びグリーン調達への対応に取り組む事業者や節電・省エネルギー対策のための設備の設置などを行おうとする事業者に対して金融面から支援することにより、環境に配慮した設備導入などの促進を図っています。

表2-1-21 新事業活性化資金（防災・環境調和向け、節電・省エネ対策向け）の概要（環境部分抜粋）

資金名	融資対象者	利率	限度額	期間	備考
新事業活性化資金	① 製品における特定の化学物質の使用制限、再資源化のための製品回収に係る規制に対応するための研究開発、試験、生産設備導入等を行おうとする者 ② 環境物品等の調達に対応するための研究開発、試験、生産設備導入等を行おうとする者 ③ 環境保全、公害防止のため、環境保全設備、公害防止設備又は産業安全衛生設備の設置、改造又は修理及び公害の発生源である工場の移転又は公害の被害者の土地、建物等を取得しようとする者で知事が特に必要と認めた者 ④ 自ら使用する事業所における吹付け石綿の除去を行おうとする者 ⑤ 既設の産業廃棄物の最終処分場の延命化を図ろうとする者	年2.1%	設備 1億5,000万円 運転 3,000万円	設備 10年以内 (うち据置2年以内) 建物等 13年以内 (うち据置3年以内) 運転 7年以内 (うち据置1年以内)	借入の際に必要な信用保証料については、県及び市町村で一部負担している。
	節電・省エネ対策向け	節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行おうとする者	年1.8%	設備及び運転の合計で 5,000万円	設備 10年以内 (うち据置2年以内) 運転 7年以内 (うち据置1年以内)

イ ものづくり産業応援助成金について

地域の中核となる企業が、一定額以上の設備投資と、一定数以上の常勤雇用者を新たに雇用し、環境への配慮を行う場合、設備投資額に応じてものづくり産業応援助成金を交付しています。

表2-1-22 ものづくり産業応援助成金

助成区分	助成要件		助成率	助成限度額	
	取得価額	新規常勤雇用者数			
県外からの新規立地	25億円以上	200人以上	20%以内	10億円以内	
	50億円以上	150人以上			
	25億円以上	150人以上	15%以内		
	50億円以上	100人以上			
	25億円以上	100人以上	10%以内		
50億円以上	50人以上				
研究所の立地	3億円以上	5人以上	15%以内	6億円以内	
新設(上記以外)	5億円以上	10人以上	5~15%以内	5億円以内	
増設(中小企業のみ)	5億円以上	10人以上	5%以内	5億円以内	
県営産業団地への立地	県外からの新規立地	25億円以上	50人以上	20%以内	10億円以内
	研究所の立地	3億円以上	5人以上	15%以内	6億円以内
	新設	3億円以上	10人以上	15%以内	
	増設(中小企業)	1億円以上		5%以内	

世界の水問題に貢献するアクア・イノベーション拠点

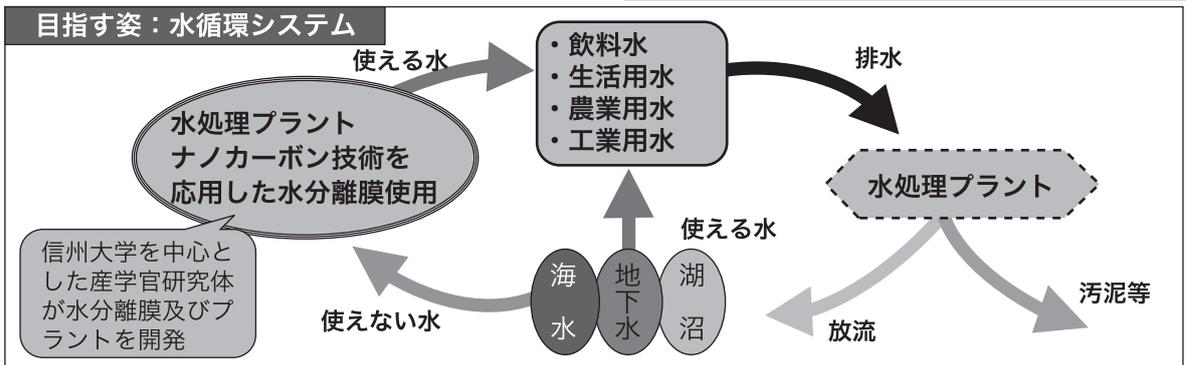
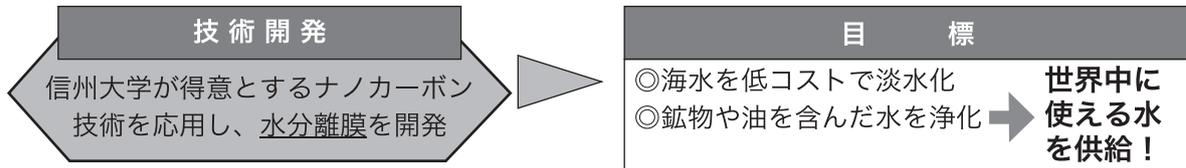
1 拠点での取組

世界の水問題に貢献するため、オールジャパン体制で「水の浄化」に関する国家的な研究を行う大型の産学官連携研究開発プロジェクトに取り組んでいます。

(1) 背景



(2) 実施内容



(3) 事業概要

- ・事業名：「世界の豊かな生活環境と地球規模の持続可能性に貢献するアクア・イノベーション拠点」
(文部科学省：革新的イノベーション創出プログラム (COI))
- ・実施期間：平成25年11月～平成34年3月 (最長9年間)
- ・参加研究者数：約130名 (サテライト含む)

(4) 研究推進体制

プロジェクトリーダー： 上田 新次郎 (株)日立製作所 インフラシステム社 技術最高顧問
研究リーダー： 遠藤 守信 信州大学特別特任教授

中核拠点

産：(株)日立製作所インフラシステム社、東レ(株)、昭和電工(株)、北川工業(株)、トクラス(株)、デンソー(株)
学：信州大学、(独)物質・材料研究機構、(独)理化学研究所、(一財)高度情報科学技術研究機構
官：長野県

サテライト

産：(株)ソニーコンピューターサイエンス研究所
学：(独)海洋研究開発機構、東京大学、中央大学、(独)宇宙航空研究開発機構

2 中核施設について

「信州大学国際科学イノベーションセンター」

オールジャパン体制で「水の浄化」に関する国家的な研究を行う研究施設

設置場所：信州大学長野 (工学) キャンパス
設置する建物：地上7階、地下1階、延床面積1万㎡
フロアの予定 B F～1 F：共同利用機器室
2 F：セミナースペース、展示室
3 F：大学研究室
4 F～7 F：産学共同実験室

設置予定の設備：
膜形成設備、スーパーコンピュータ等
(平成27年3月完成予定)



2 環境にやさしい農業の推進

農業・農村は、食料の安定供給という重要な役割とともに、緑豊かな県土の形成や地域社会の活力の維持、ゆとりとやすらぎの場の提供などの多様な役割を担っていますが、近年は、家畜ふん尿の処理問題や肥料成分の地下水への流出など、農業生産活動に伴う自然環境や生態系への影響も懸念されています。

農業は、自然の生態系機能を活用する物質循環型の産業であり、環境にやさしい農業生産活動を継続することが、水資源や自然環境を保全していくことにつながります。

地球環境問題などに対する関心が高まる中で、今後は、有機物のリサイクルや化学肥料・化学合成農薬をより削減した農業生産、自然エネルギーの活用等、環境と調和した農業生産を一層推進する必要があります。

(1) 環境にやさしい農業の普及・推進

化学肥料・化学合成農薬を削減して生産された農産物の認証やエコファーマーの認定により環境にやさしい農業の普及・推進を行いました。

(2) 有機農業の推進

「第2期長野県有機農業推進計画」に基づき、各種研修会の開催、有機農業基礎技術講座などに取り組みました。

(3) GAP（農業生産工程管理）の推進

農業生産現場において、農産物の安全確保及び環境に配慮した持続的な農業生産活動につながるGAPの取組を推進するため、適正な農業生産への改善指導を行う指導者を養成する研修会などを開催しました。

(4) 環境保全型農業直接支援対策の実施

化学肥料、化学合成農薬を地域の慣行的な栽培方法による使用量から50%以上削減する取組と併せて地球温暖化防止や生物多様性の保全に貢献する営農活動、または有機農業の取組に対し支援を実施しました。

<信州の環境にやさしい農産物認証>

化学肥料・化学合成農薬を原則50%以上削減して生産された農産物を認証しました。

(平成25年度認証団体数58団体、平成25年度認証件数270件)

<エコファーマーの認定>

持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律に基づき、①土づくり技術、②化学肥料低減技術、③化学合成農薬低減技術を導入する農業者を認定しました。

(平成25年度認定者数1,411名、平成25年度末認定者数5,236名)

3 環境に配慮した建設事業の推進

住宅・社会資本の整備及び更新などに伴い発生する建設資材廃棄物*は排出量が多く、本県の産業廃棄物及びその最終処分量に占める割合も高くなっています。また、不法投棄の多くは建設資材廃棄物です。

平成20年度長野県産業廃棄物実態調査結果では、県内で排出された産業廃棄物370万9,000tのうち、建設業は約27%（102万6,000t）を占め、電気・水道業に次ぐ2番目の量を排出しています。

建設副産物*の適正処理及び再生資源の活用に係る関係法令などにに基づき、建設資材廃棄物の排出抑制や再資源化及び再生建設資材*などの利用を促進することが課題です。県では、平成14年5月に「長野県建設リサイクル推進指針」を公表し、再資源化などの促進に取り組んでいます。

平成26年3月27日に国土交通省が公表した「平成24年度建設副産物実態調査結果」によると、本県は2008年と比較して、建設副産物の再資源化率が向上しており、建設リサイクルの促進が図られていることが確認されています。(表2-1-23)

(1) 建設資材廃棄物の排出抑制

建設工事の計画・設計段階から施設の耐久性向上を図るとともに、維持管理・修繕を容易にするなど、長期的使用に資する設計に努めるとともに、端材発生が抑制される製品開発や利用、並びに建設資材の再使用などの取組に、関係者が適切な役割分担の下で、連携しつつ積極的に参加することとしています。

(2) 建設資材廃棄物の再資源化等の促進

県発注建設工事においては、コンクリート塊など建設工事で発生するがれき類について、破碎・選別などによって再生砕石、再生加熱アスファルト混合物などとして再資源化することとしています。これら特定建設資材*の分別解体と、再資源化施設への搬入を徹底するため、発注者・受注者の協力の下、各工事単位での再生資源利用計画の作成と実施を推進しています。

(3) 再生建設資材等の利用促進

県では、再資源化により得られた再生建設資材利用を促進するため、関係者連携の下で、特定建設資材廃棄物を用いた再生資材に係る需要の創出及び拡大に必要な調査、情報提供、並びに普及啓発に積極的に取り組んでいます。なお、再生資材の利用にあたっては、必要な品質を確保すること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することとしています。

また、再生資源を積極的に活用したリサイクル製品（資材）を使用するモデル工事を実施するなど、建設資材のリサイクルにより得られた再生建設資材の率先利用に努めています。

表2-1-23 長野県の建設廃棄物再資源化率等

(建設副産物実態調査：国土交通省調べ)

区 分	2005年	2008年	2014年
建設廃棄物全体	92.5%	91.4%	96.3%
アスファルト・コンクリート塊	97.3%	98.8%	99.7%
コンクリート塊	97.5%	97.4%	99.7%
建設汚泥	20.9%	99.7%	69.3%
建設混合廃棄物排出量	5.3万t	4.7万t	5.1万t
建設木材（縮減含む）	94.4%	82.7%	94.4%
建設木材（縮減除く）	67.3%	76.0%	83.0%

※ 建設木材の縮減とは、焼却等による廃棄物の減量化を意味します。

〔再生建設資材の利用促進等に係る取組〕

(1) 利用基準策定による品質確保の取組

- ・再生砕石等の利用基準 (H21.6)
- ・再生加熱アスファルト混合物の利用基準 (H23.4)
- 利用原則と品質規格、安全性の条件等を明記。

(2) リサイクル資材利用促進の取組

- ・リサイクル製品（資材）利用促進モデル工事実施要領 (H21.9)
- 要領に基づく率先利用を図っている。

* 建設資材廃棄物→p.188、建設副産物→p.188、再生建設資材→p.188、特定建設資材→p.190

信州型エコ住宅推進事業

～環境と地域の産業循環に配慮した「信州型エコ住宅」の推進～

長野県にふさわしい住宅の目標像となる信州型エコ住宅「ふるさと信州・環の住まい」を提示し、誘導する仕組みを整備し、地域の住宅産業の技術の向上と活性化を図り、喫緊の課題である地球温暖化防止と良好なストックの整備に寄与します。

【実施内容】

- ・ 基準整備（基本指針、手引き作成）
- ・ 認定制度の構築
- ・ 助成金制度の構築

基本型 50万円/件

低炭素認定型 80万円/件（エコまち法に基づく低炭素住宅に認定されたもの）

- ・ 基本指針、認定基準の普及（説明会・研修会等）
- ・ 産業グループの認定、展示用住宅の整備（11棟）

